

平成31年4月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成31年4月10日(水) 午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者19名

1番 山崎 清弘 2番 鈴木 明 3番 棒引 昭治 4番 前田 登
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 廣田 純一郎 8番 瀧本 和明
9番 田中 壽一 10番 青木 登 11番 日下 崇 12番 鈴木 直孝
13番 上森 力 14番 上中 悠司 15番 岡上 達 16番 川井 洋之
17番 長嶺 博司 18番 松本 忠巳 19番 峯園 五郎

欠席者

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 里上佳史 企画員 片井恵子

会議録署名委員 7番 廣田 純一郎 10番 青木 登

議長

皆さん、こんにちは。新年度に入りまして、新元号も「令和」と発表され、私事ですが「和」が私の名前にもあり、験がいいと感じています。今年度も引き続き、農地意向調査や農業者年金加入促進について、皆さんのお力を借りながら推進していきたいと思っております。それから、この4月に人事異動がございましたので、ご紹介申し上げます。農林水産部長には農業振興課長から昇格の北川部長さん、農業振興課には福田課長さん・合川参事さん・尾花さん・本林さん、梅振興室には西尾主任がそれぞれ着任されております。農業委員会事務局では、岡内係長が事務局長に昇格され、里上企画員が係長に就かれております。異動されました職員さんが、本日お見えになっていますので、北川部長さんから順に一言ご挨拶をお願いします。

(各々の挨拶)

ありがとうございます。北川部長をはじめ農業振興課・梅振興室の皆さんとも連携を図りながら農業委員会活動を行っていきたく思っています。よろしくをお願いします。

(異動職員退室)

それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告と田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございましたので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 岡本

それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1, 410㎡、他1筆、合計6,036㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成31年3月18日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の6, 100㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成31年1月15日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1, 305㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成31年1月21日です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の873㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成31年1月21日

です。引き続き、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、899㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間15,000円・口座払い、期間は平成31年5月1日から平成34年4月30日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、961㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間15,000円・口座払い、期間は平成31年5月1日から平成34年4月30日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、227㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間4千円・口座払い、期間は平成31年5月1日から平成51年4月30日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、788㎡、他4筆、合計3,016㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の麦、全体で年間1万円・持参払い、期間は平成31年5月1日から平成36年4月30日の更新と新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3,752㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成31年5月1日から平成34年4月30日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、444㎡、他10筆、合計15,727㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成31年5月1日から平成41年4月30日の更新と新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、666㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成31年5月1日から平成37年4月30日の更新です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、729㎡、他7筆、合計2,134㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成31年5月1日から平成36年4月30日の更新です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、310㎡、他3筆、合計1,218㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜・米、期間は平成31年5月1日から平成33年4月30日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、444㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成31年5月1日から平成32年4月30日の更新です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、507㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成31年5月1日から平成32年4月30日の更新です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、434㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成31年5月1日から平成32年4月30日の更新です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,120㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成31年5月1日から平成41年4月30日の新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,166㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成31年5月1日から平成41年4月30日の新規です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,089㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用

貸借のみかん、期間は平成31年5月1日から平成41年4月30日の新規です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,358㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成31年5月1日から平成41年4月30日の新規です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4,801㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成31年5月1日から平成41年4月30日の新規です。18番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、676㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成31年5月1日から平成41年4月30日の新規です。19番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、129㎡、他1筆、合計3,083㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成31年5月1日から平成41年4月30日の新規です。20番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,447㎡、他2筆、合計7,483㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成31年5月1日から平成41年4月30日の新規です。21番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、410㎡、他2筆、合計2,726㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、貸借の梅、全体で年間2万円・口座払い、期間は平成31年5月1日から平成34年4月30日の新規です。22番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、10,053㎡の内4,894㎡、他2筆、合計9,788㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・みかん、期間は平成31年5月1日から平成41年4月30日の新規です。23番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4,603㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成31年5月1日から平成41年4月30日の新規です。合計23件、54筆、70,878㎡、貸し手19名、借り手10名です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。
(なしの声)

議 長

はい、それでは報告とさせていただきます。
続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いしますが、〇〇〇〇委員の案件がございますので、3番を除いて、逐条審議をお願いします。
1番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。1番2番異議ございません。
はい、4番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。4番異議ございません。
はい、5番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。5番異議ございません。
はい、6番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。6番7番異議ございません。
はい、8番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。更新です。8番異議ございません。
はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。9番異議ございません。
議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。10番から12番異議ございません。
議 長 はい、13番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。13番異議ございません。
議 長 はい、14番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。14番から19番異議ございません。
議 長 はい、20番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。20番異議ございません。
議 長 はい、21番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。21番異議ございません。
議 長 はい、22番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。22番異議ございません。
議 長 はい、23番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。23番異議ございません。
議 長 はい、以上22件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。では、〇〇〇〇委員には退席をお願いします。
(委員退席)

議 長 それでは、3番について審議を行います。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番異議ございません。
議 長 はい、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。
(委員着席)

議 長 以上で基盤法に係る議案は終了しました。それでは定例委員会に移りたいと思います。

議 長 はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、
ございません。全員出席です。本日の会議録署名委員に、7番廣田純一郎委員さん、10番青木登委員さんよろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願いについて、議案第5号農地等売渡あっせん申出について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

片井 企画員 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は

1, 965㎡、他1筆、合計5, 122㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は456㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は403㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,928㎡、他5筆、合計19,707㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は288㎡、他1筆、合計1,083㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は1,518㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は5,728㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上7件ついて書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。〇〇〇〇委員に關係する案件がございますので7番を除いてお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番2番異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番から5番異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。6番異議ございません。

議 長 はい、以上6件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。では、〇〇〇〇委員には退席をお願いします。
(委員退席)

議 長 それでは、7番について、逐条審議をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇のパイロットのところの畑です。7番異議ございません。

議 長 はい、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。
(委員着席)

議 長 続きまして、議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い

申し上げます。

里上 係長 4ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は2, 274㎡の内138.30㎡、他1筆、合計2,842㎡の内217.31㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場217.31㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意は不要、水利同意はございます。始末書が添付されています。農地法の許可を得ずに駐車場にしてしまいました。今後は農地法違反とならないよう、心がけますので、今回に限り、何卒、許可下さいますようお願いいたしますとの内容です。この土地は都市計画用途地域内(第1種住居地域)にありますので、第3種農地です。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくようお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、農地法第4条申請について、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4月5日に、〇〇〇〇委員、岡内局長、里上係長、それに私の4名で、6件の現地調査を行ってきました。まず、私から4条申請について説明いたします。1番、申請場所は〇〇〇〇より南へ約500m、現況は雑種地です。隣接状況は東側が市道、西側が畑、南側が畑、北側が畑です。転用理由は、申請地は申請者が所有するアパートの南側に隣接し、そのアパートの駐車場が手狭となってきたため、その用地として転用するものです。転用内容は駐車場14台とします。完成済みです。雨水は東側市道側溝へ放流です。隣接同意は不要です。水利同意はあります。始末書も添付されており、問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。第4条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおりです。始末書もありますことから、異議ございません。

議 長 はい、以上1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

里上 係長 5ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は489㎡、他3筆、合計2,149㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設です。489㎡・49.5kWの施設と1,660㎡・49.5kWの施設の2施設設置の計画です。合計2,149㎡です。着工日、工事期間は許可日より5ヶ月以内、農用地の内外は平成28年11月1日と除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村区域にある小集落

の農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は369㎡、他4筆、合計952.85㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は境内地952.85㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は当初抜となっています。隣接同意については、調査をされましたが結果不明のため同意はございません。水利同意はございません。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上2件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約500m、現況は休耕田です。隣接状況は東側が畑、西側が市道・宅地、南側が田・市道・里道・雑種地・宅地、北側が畑・宅地、転用理由は、譲渡人は高齢のため、農業経営の縮小を考えていたところ、太陽光発電事業者である譲受人の要望もあり、太陽光発電施設として譲渡するものです。転用内容は太陽光発電施設を市道をはさんで2施設設置する計画で、パネル212枚で出力49.5kwの発電施設と、パネル248枚で出力49.5kwの発電施設を設置します。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透及び申請地東側排水路と南側水路へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇より西へ約50m、現況は休耕田及び休耕畑です。隣接状況は東側が境内地、西側が市道・雑種地、南側が里道・宅地、北側が田です。転用理由は、急傾斜地に立地し境内地が狭いことから、葬儀や法事の参列者や参拝者等の安全確保が急務となっていたところ、家庭の都合により、農業から他の職業に就いて放棄地状態となっていた申請地所有者との話がまとまり、境内用地として転用するものです。転用内容は境内地とします。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透及び申請地北側水路へ放流です。隣接同意がありません。事務局から説明がありましたように、隣接農地所有者は他府県に転居し分からない状況になっているためとのことで同意が得られていません。水利同意はあります。現地を調査したところ、隣接農地への著しい影響は無いと判断され、問題ないと思います。

議 長

ありがとうございます。第5申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番異議ございません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。2番異議ございません。

議 長

はい、以上2件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番について、この太陽光発電施設は市道をはさんでいるので、一つの施設ではないと判断したらいいのですか。

里上 係長 はい。そうです。経済産業省の認定の基準において道路をはさむ場合は施設の分割は認められており、また、この地域は50kw未満の出力でないと送電線に接続できないこともあり、2施設として認定を受けています。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。そのことは理解できないことではないですが、議案書では市道をはさんでいる状況が把握できないので、2施設あるのなら案件番号も2つに分けるべきではないですか。

里上 係長 1つの申請書に対し1つの案件番号で議案書を作成しています。今後は、使用目的及び規模の欄あるいは備考欄に具体的な内容がわかる説明書きを加えるように致します。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。備考欄に施設分断の理由を明記してもらえばいいと思います。

里上 係長 補足説明の記述を心がけます。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2施設あるのなら申請も2つに分けるべきではないですか。

里上 係長 今回の申請のように、譲渡人・譲受人が同一なのに申請書を2つに分けて申請してもらうのは申請者への負担が大きくなってしまいます。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。議案書に注釈をしていただくなど対応をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。やはり、2施設の計画なら、それぞれ別の申請書として申請されるべきと思います。

岡内 局長 今回のケースは、申請者が同一の低圧施設で2施設それぞれで認定を受けているものの、たまたま道路をはさんでいる状況です。
低圧施設しか設置できない地域では、申請者は高圧施設を設置したくても低圧施設を設置せざるを得ないので1筆の土地に複数施設が設置できます。県の太陽光条例の対象は高圧施設である出力50kw以上の施設であり、低圧施設が複数あっても対象となりません。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。県の太陽光条例の考え方は低圧施設がいくつあっても、それらは対象の施設ではないということですね。

岡内 局長 はい、高圧施設が県条例の対象となります。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。いままで、1筆の土地に1施設との認識があった。

岡内 局長 過去の申請で、1筆の土地に複数施設の申請は、ほとんどありませんでしたので。

議 長 私も、1筆の土地に1施設との認識があった。この案件は地番も分かれているし分断要件も満たしているので2施設に認定されていると理解している。

岡内 局長 例えば、3,000㎡の大きい1筆の土地に1,000㎡の低圧施設が1つだけだと土地に余り地が生じます。通常は一部転用として1,000㎡の区域の転用申請となりますが、3,000㎡の土地すべてを太陽光発電施設に転用するには複数の低圧施設を設置する転用申請となります。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この案件で489㎡の土地も1,660㎡の土地もどちらも出力が49.5kwである。面積が倍以上の違いがあるのに出力が同じである。ここに書かれている内容では面積の妥当性が判断できない。例えば、家を建築する場合の転用申請では申請地に対する建築面積が妥当か

- どうか判断されている。
- 岡内 局長 例えば、パネル100枚で出力49.5kwという設置方法は可能ですが、曇天時には出力が49.5kwを下回ることがあります。曇天時でも出力49.5kwを確保するにはパネルを200枚設置し発電量を増やし出力を安定させる設置方法がとられています。設置するパネル数により必要な面積が変動します。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。出力値が同じでもパネル数に違いがあるのなら、パネル数も明記されたほうが理解しやすいです。
- 岡内 局長 パネル数は現地調査委員さんの報告で説明いただいているところですが、議案書への対応につきましては検討させていただきます。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。例えば、申請者が広い農地に全体的に太陽光発電施設を設置する将来的な計画を持っていて、今回1期計画で2施設を設置し残地は空地のまま転用申請する場合、2期以降の設置は事業計画変更申請等の手続きで施設設置は可能ですか。
- 里上 係長 例えば、3,000㎡の農地に1期計画で1,000㎡の区域に太陽光発電施設を設置し、残りの2,000㎡を空地のままの転用申請は空地部分の利用目的がありませんので県は許可しません。一般的には1,000㎡部分の一部転用許可申請手続きを取って太陽光発電施設を設置することになります。残りの2,000㎡は農地として継続して使っていただくことになります。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。それでは、この案件の転用計画はどのような土地の利用計画になっていますか。
- 里上 係長 この案件の場合は申請農地の全ての区域に、全体的にパネルを設置する計画となっています。489㎡の土地へはパネル間隔を密に設置し、1,660㎡の土地へはパネル間隔を広くとって設置し、申請地の全てを太陽光発電施設用地として利用される計画です。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。わかりました。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。例えば、1筆3,000㎡の農地の内、1,000㎡の区域に太陽光発電施設を設置し、残りの2,000㎡をそのまま農地で利用する場合、申請手続きの方法や地目変更手続きはどのようになりますか。
- 里上 係長 農地所有者が自身で太陽光発電施設を設置する場合は、1,000㎡部分の一部転用許可申請手続きを取って太陽光発電施設を設置することになります。2,000㎡の農地が残りますので地目変更はできませんが、太陽光発電施設を設置した区域の固定資産税については農地の評価額ではなくなります。また、農地所有者以外の方が太陽光発電施設を設置する場合は、2つの方法が考えられます。1つ目は、1,000㎡部分を借地として一部転用許可申請手続きを取る方法です。地目については先ほどと同様、農地が残りますので地目変更はできませんが、太陽光発電施設を設置した区域の固定資産税については農地の評価額ではなくなります。2つ目は事前に1,000㎡部分と2,000㎡部分に分筆し、1,000㎡部分の所有権を太陽光発電施設設置者に譲渡す転用申請手続きを取る方法です。この場合の1,000㎡部分は全て農地ではなくなるので地目変更が可能と

なります。

議 長 はい、よろしいでしょうか。太陽光発電施設に関しましては、後ほど、事務局から説明がある予定です。それでは、改めまして議案第3号農地法第5条申請2件異議なしとのことをございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。

里上 係長 6ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は821㎡、他1筆、合計1,394㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は相続により取得をしたが、先代から避難道路として町内会が利用しており（昭和年月日不詳）、現在に至っております。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が宅地、現況が山林、面積は330.57㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請人の母が昭和36年に申請地を購入したが、耕作や住宅を建築することなく山林化し、現在に至っております。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が公衆用道路、面積は89㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は市道から河川敷に至る公衆用道路として利用され、昭和40～50年代頃には現形状となっており、現在に至っております。以上3件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇より南西へ約300m、現況は雑種地です。隣接状況は東側が市道・宅地、西側が宅地・畑、南側が市道、北側が雑種地・市道・宅地・公衆用道路です。相続により、申請地を取得したものの、先代が所有していた頃から土地の管理も出来ず、町内会が避難道路として管理し、利用しています。近隣住民及び地元農業委員さんの証明もありますので、問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約300m、現況は山林です。隣接状況は東側・南側・北側が山林、西側が畑です。申請地は、昭和36年に、前土地所有者から母親が購入しましたが、住宅を建築することも、また耕作することもなく、現在、山林となっています。近隣住民及び地元農業委員の証明もありますので、問題ないと思います。3番、申請場所は〇〇〇〇より南へ約700m、現況は公衆用道路です。隣接状況は東側が宅地で養鶏場となっています。西側が山林、南側が公衆用道路、北側が公衆用道路です。申請地は、昭和25年に時効取得として所有権移転登記されています。申請者は長年にわたり、養鶏業を営んでおり、その施設の背面側に位置した申請地は、農地として利用したことはなく、昭和40～50年代頃には現在の公衆用道路の形態となっています。近隣住民及び地元農業委員の証明もありますので、問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。この土地は所有者が東京の方で、昭和60年代には休耕地でした。当時からフェンスが設置されており北側及び南側の市道と連絡できていませんでしたが、今回、市の事業でこの土地に道路を建設し北側及び南側の市道と接続され、避難道路の役割を有した道路ができる計画です。異議ございません。

議 長 はい、2番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。現地は竹藪でした。2番異議ございません。

議 長 はい、3番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。現地調査委員さんの説明のとおりです。3番異議ございません。

議 長 はい、以上3件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号農地等売渡あっせん申出について、事務局からの説明をお願いします。

里上 係長 8ページをお願いします。1番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に畑、面積は213㎡、他6筆、合計11,035㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は1,000kg、希望価格は7筆合計で700万円、所有者は○○○、○○○○です。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 それでは、地元委員の状況説明をお願いします。はい1番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。1番について、所有者は、これらの農地を相続しましたが、足腰が弱く、後継者もおらず、自分一人で耕作することが困難になり、営農規模の縮小を考えておられ、農地として利用していただける方に譲りたいとのことであり、今回、あっせんの申出がございました。

議 長 はい、ありがとうございます。議案第5号農地等売渡あっせん申出の1件について、あっせんすることにご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、無いようですので、あっせん委員を私から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
 議 長 それでは、地元の○○○○委員さん、○○○○委員さん、○○○○委員さんをお願いします。以上、委員の皆さん、よろしくをお願いします。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局からの説明をお願いします。

里上 係長 9ページをお願いします。1番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,451㎡、売渡人は○○○、○○○○、買受人は○○○、○○○○、成立日は平成31年3月12日、価格は70万円です。あっせん委員は○○○○委員、○○○○委員、○○○○委員です。2番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は712㎡、売渡人は○○○、○○○○、買受人は○○○、○○○○、

成成日は平成31年3月26日、価格は100万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。以上2件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、あっせんの顛末の報告をお願いします。1番

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について、3月12日に〇〇〇〇において、売渡人さん、買受人さんと私たち委員3名の計5名が集い、あっせんが成立しました。買受人さんは後継者もおられますし、この農地も良い状態で引き継ぐことができました。以上、ご報告申し上げます。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番について、3月26日に〇〇〇〇において、売渡人さん、買受人さんと私たち委員3名の計6名が集い、あっせんが成立しました。平地の休耕地でしたが買受人さんは30歳代で、梅を耕作する予定です。以上、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。あっせん委員さん大変ご苦労さまでした。ただいまの報告について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 無いようでございますので、報告とさせていただきます。それでは、続きまして、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局からの説明をお願いします。

片井 企画員 10ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は145㎡の内5.97㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 報告第2号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 はい、それでは報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。3月の県の農業会議に提出いたしました4条申請2件、5条申請3件につきましては無事答申されましたことをご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から報告がございますのでお願いします。

里上 係長 皆さんのお手元の紀伊民報記事のコピーをご覧ください。
委員の皆さん、ご存知かと存じますが、先月の市議会3月定例会におきまして、川崎五一議員から「太陽光発電設備の設置に関する条例」の制定について提案がございました。

条例案の内容は、50kW未満の設備を対象に、災害発生を未然に防止し、良好な景観及び環境の保全を目的として、事業者が「近隣住民への説明」「市への事業計画書の届出」「事業廃止時の届出」等を行う内容でございました。

文教厚生委員会において、審議され、その中で「継続審議」となり、市議会においても、「継続審議」となりました。今後、市議会及び市当局で、調査研究が継続されます。以上、ご報告します。

議 長 はい、「太陽光発電設備の設置に関する条例」の提案がなされたそうです。ご質問等ございませんか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。太陽光発電施設の転用許可後、1年以上経過しても工事未着手で雑草が茂っているところがあります。このような場合どう対応したらいいですか。隣接住民からの苦情もあります。

里上 係長 転用許可後に県から定期的に工事の進捗状況の報告を求めています。その報告の時に状況も聞き取らせていただいて、例えば、工事計画を取りやめるなどの場合は、速やかに廃止の手続きを行うよう県と協議して進めていきたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。例えば、申請書の工事期間が過ぎてしまった場合の手続きはどうなりますか。

里上 係長 工事に着工しており少し遅れている程度なら完成を待って完成報告をおこなってもらいます。工事の進捗状況の報告は事業者が許可から3ヶ月後と1年後ごとに県へ報告するようになっていきます。報告が無い事業者へは県から報告するよう通知が行われており、報告は市農業委員会事務局を通じて県へ届きます。この手続きにおいて、例えば太陽光発電施設の計画の変更などあれば速やかに事業者が事業計画変更の手続きを取るよう協議しています。

岡内 局長 事業者が計画を取り止めたい場合や、事業者が別の事業者に変更したい場合など事業者側で協議調整に時間を要していることもあります。そうした場合も随時に情報を聞き取るなどの対応をしていきます。

議 長 このような事案がございましたら個別に事務局に相談をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。先ほどの1筆の土地に50kw未満の太陽光発電施設が2施設あっても県の太陽光条例の対象にならないとのことですね。例えば50kw以上の施設が計画されることはないのでしょうか。

岡内 局長 田辺市域では、ほぼ無いと思われれます。50kw以上の施設が接続できる高圧送電線の整備がある旧田辺市の一部の地域ではあるかもしれませんが。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。県の太陽光条例の効果は薄いですね。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。最近の太陽光発電施設への農地転用申請数はどうですか。

岡内 局長 平成24年7月から太陽光発電の固定価格買取制度が始まりました。その平成24年度の申請件数は1件でした。平成25年度は9件、26年度は33件、27年度は32件、28年度は43件、29年度が最も多く52件、30年度は40件で計210件の申請がありました。

平成24年から26年度までに経済産業省の認定を受けた買取価格が高値の施設が農地転用手続きを完了しておらず工事未着手のケースがありました。これらの認定を受けた施設は、平成31年2月1日までに関連法令の許可等を取得し工事着手しないと買取価格が減額されることになり、平成30年12月までに農地転用申請が必要となっていました。その頃に境に最近では太陽光発電施設への農地転用申請数は少ない傾向にあります。また、平成31年度の買取価格は14円/kWhと下がっており、そのことも影響しているかもしれません。

議 長 はい、太陽光発電施設に関しては農業委員会が知識や情報を有していると

思っています。また、太陽光発電施設に関連する住民等の苦情は燻っていると思います。橋本市は太陽光条例を制定されました。田辺市も調査研究を深められることや、市議会の動向を見守りたいと思います。続いて、事務局からの報告をお願いします。

片井 企画員
議 長

農業者年金加入推進活動の状況について報告あり。

はい、ありがとうございます。他に何かございませんか。

(なしの声あり。)

議 長

ないようでしたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきましてありがとうございました。本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

午後 3 時 3 5 分終了